

地域で育む青少年健全育成事業補助金



1 補助対象団体

- 構成員の3分の1以上が区内在住者であり、主な活動拠点が区内であること
- 団体及び代表者の存在が明確であること
- 政治・宗教・営利団体でないこと

2 補助対象事業

令和7年5月1日から令和8年3月31日までに実施する事業のうち

- 概ね学齢期から24歳までの青少年の健全育成を目的としていること
- 区内全域又は地域（概ね地区連合単位以上）に広く参加を呼びかけていること
- 申請事業が行政機関から直接的に補助金を受けていないこと
- 政治・宗教・営利事業を目的としないこと

3 補助内容

大規模事業コースと一般事業コースがあります。コースによって上限額が異なり、補助対象経費の3分の2以内を補助します。

コース名	主な事業内容	上限額
大規模事業コース	(1) 宿泊を伴う事業 (2) 不特定多数が参加でき、1回につき概ね300人程度を定員とする事業 ((1)、(2)のいずれかを満たすもの)	200,000円
一般事業コース	大規模事業に該当しない事業	70,000円

4 補助対象経費

事業の実施にかかる経費のうち、補助対象になる経費は次のとおりです。

ただし、団体構成員のみによる交流会・親睦会等にかかる経費は補助対象になりません。

費目	内容
①謝金	外部の講師・指導者・出演者など、団体構成員以外のものに対する謝金 過去の実績に準じた社会通念上適正な額とする。
②食糧費	外部の講師・スタッフ（運営協力者及び団体構成員）の催し物当日の弁当代等 ※準備のための会議でのお茶菓子等は対象外とする。
③使用・賃借料	会場及び機材等の使用・賃借料
④印刷費	事業広報用のチラシ、ポスター、報告書等の印刷代 印刷は必要最小限の枚数とし、報告書等は華美な仕様としない。

⑤保険料	外部の講師・スタッフ（運営協力者及び団体構成員）の保険料、当該事業に対する興行中止保険、施設賠償責任保険 および傷害保険
⑥消耗品費	事業に伴う事務用品等、一時使用目的の物品購入費
⑦通信費	事業に伴うハガキ・切手代、配送費 ※通話料、通信料は対象外とする。
⑧設営・運搬費	会場設営・機材運搬の委託費 ※団体で設営・運搬可能なものは対象外とする。
⑨交通費	外部講師との打合せにかかる交通費、外部講師・スタッフ（運営協力者及び団体構成員）が当日要する交通費 ※準備のための会議等にかかる交通費は対象外とする。
⑩その他	その他、区長が特に認めた経費

5 申請方法

補助金申請にあたっては、次の提出書類を作成し、募集期間内に提出してください。

提出書類	補助金交付申請書（第1号様式）
	事業計画書（第2号様式）
	事業収支予算書（第3号様式）
	前年度事業報告書（第4号様式）※写真やチラシも添付してください。
	前年度収支決算書（第5号様式）
	団体の規約、定款その他これに類する書類
	団体役員名簿または構成員名簿
各種様式は区ホームページからダウンロードできます。	
地域で育む青少年 検索	
募集期間	令和7年2月13日（水）から2月28日（金）まで 必着 ※期限厳守 受付時間：8時45分から17時まで（土日祝日を除く）
提出先	<p>【メールでの提出】 戸塚区地域振興課青少年担当あて（to-seishonen@city.yokohama.jp）</p> <p>【郵送または窓口での提出】 〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区地域振興課青少年担当あて ※戸塚区役所9階 94番窓口</p> <p>初めて本事業に申請される方は、書類の提出前にお電話等で担当までご相談ください。（Tel：045-866-8415）</p>

6 審査

補助金検討会において、申請内容の趣旨・事業概要等について、プレゼンテーションを行っていただきます。

※検討会の日程などの詳細については、申請者に個別にご連絡します。

7 交付決定

4月下旬を目途に、交付・不交付について郵送で通知します。

なお、申請額から減額して交付決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

※本事業は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。